

議案第 6 2 号

白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和 5 0 年白岡町条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とする。

第 2 条第 1 項第 3 号中「に規定する精神障害者保健福祉手帳」の次に「（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）」を加え、「当該」を削り、同号の次に次の 1 号を加える。

(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に定める 2 級の障害を有するもの

第 2 条に次の 1 項を加える。

4 この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 8 条の規定により公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号）第 1 条の 2 第 3 号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合もこれに含む。）をいう。

第 3 条第 1 項第 1 号ア中「（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）」を削る。

第 4 条第 1 項中「第 2 条第 1 項第 3 号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項第 1 号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金」を「次の各号に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項第 1 号に規定する精神病床に入院し

たときの一部負担金

- (2) 第2条第1項第6号に規定する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

令和7年9月1日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

埼玉県が重度心身障害者医療費助成制度の対象者を拡大することを踏まえ、精神障害者の定期通院等を促進し、再発や重症化を予防するため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。